



金沢市公報

号外第7号の6

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則 (") 2
市長の職務を代理する助役の順序に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)	1	金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (") 3
金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (")	1	職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 14
職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	1	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 15
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (")	2	職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 16

規 則

市長の職務を代理する助役の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第29号

市長の職務を代理する助役の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する助役の順序に関する規則(平成8年規則第40号)の一部を次のように改正する。

本則中「赤穂 敏広」を「蓑 豊」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第30号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「部長 担当部長」を「局長 担当局長」に、「担当所長 局長」を「担当所長」に、「技監」を「技監 部長 担当部長」に改め、同条第2項中「部」を「局、部」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第31号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第11号中「生後1年3月」を「生後1年6月」に、「30分」を「45分」に改め、同項第13号中「職員

の妻(「)を「職員が妻(」に、「)が出産する場合で、職員が妻)を「次号において同じ。)」に改め、「必要と認められる入院の付添い等のため」を削り、「とき」を「場合」に、「妻が出産するため病院に入院する等)を「妻の出産に係る入院等」に改め、「3日」の次に「(再任用短時間勤務職員にあっては、24時間)」を加え、同項中第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間

第20条第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項第13号の職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。)にこの規則の施行の日がある職員で、同日前の当該期間に改正前の第14条第1項第13号の特別休暇を使用したものについては、市長が別に定める日又は時間の改正後の規則第14条第1項第13号の特別休暇を使用したものとみなす。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第32号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人石川県下水道公社)を「財団法人石川県下水道公社
社団法人石川県金沢食肉公社」に改める。

別表第2中「全国市長会)を「全国市長会
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第33号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第44条中「生後1年)を「生後1年6月」に、「30分)を「45分」に改める。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「生後1年)を「生後1年6月」に、「30分)を「45分」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第34号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「被服の種類」を「被服」に、「数量及び貸与年数は、別表」を「の種類及び数量は、別表第1から別表第6まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、職務上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別表第1から別表第6までに定める数量を増減することができる。

第6条を削る。

第5条中「使用期間中において」を削り、「月額をもって使用残期に相当する」を「市長が定める」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「使用期間が満了したとき及び使用期間中に」を「貸与品を受けた者が」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（貸与品の共用）

第3条 市長は、職務上特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に定めるところにより、市長が指定する者に貸与品を貸与し、当該所属職員に共用させることができる。

第7条に見出しとして「(雑則)」を付する。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

- 1 被貸与者 事務吏員（保育士を除く。）
- 2 貸与品の種類及び数量

課 所	貸与品の種類	数量	備 考
情報政策課	作業服（上、下）	1	
スポーツ振興課	運動着	2	
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	
文化財保護課	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
埋蔵文化財センター	作業服（上）	2	
	作業服（下）	4	
	作業服（夏）（上、下）	4	
	防寒衣	1	
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室	作業服（上）	1	
総務課	作業服（上、下）	1	
	作業服（夏）（上、下）	2	

	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
監理課	作業服(上)	1	物品契約担当者に限る。
検査員室	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	
税務課 滞納整理室	防寒衣	1	常時庁外で市税の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
資産税課	作業服(上、下)	1	評価事務(償却資産に係るものを除く。)担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	1	
	防寒衣	1	
工業振興課	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上、下)	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
企業立地課	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上、下)	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
農林総務課	作業服(上)	1	地籍調査担当者を除く。
	作業服(上、下)	2	地籍調査担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	地籍調査担当者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
中山間地域農業振興室	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
農林基盤整備課	作業服(上)	1	林地整備担当者を除く。
	作業服(上、下)	2	林地整備担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	
森づくり推進室	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

	ナイロン製軽登山靴	1	
農業センター	作業服(上)	1	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
中央卸売市場事務局	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
公設花き地方卸売市場事務局	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	防寒長靴	1	
市民参画課	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上、下)	1	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
計量検査所	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	安全靴	1	
防災安全課	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
保険年金課	防寒衣	1	常時庁外で保険料の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
生活支援課	作業服(上)	1	常時生活保護に関する業務に従事する者に限る。
	防寒衣	1	
介護保険課	防寒衣	1	常時庁外で保険料の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
長寿福祉課	作業服(上、下)	1	住宅改修担当者に限る。
こども福祉課	運動着(上)	2	城北児童会館に限る。
	運動着(下)	4	
	運動シャツ	4	
	ズック	1	
保健衛生課	作業服(上、下)	1	墓地及び簡易水道業務に従事する者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	制服(上、下)	2	斎場に限る。
	ネクタイ	2	

泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター	作業服(上、下)	1	防疫担当者に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
地域保健課	作業服(上、下)	1	防疫担当者に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
衛生指導課	作業服(上、下)	1	防疫担当者に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
環境総務課 施設整備室	作業服(上、下)	1	立入検査に従事する者を除く。
	作業服(上、下)	2	立入検査に従事する者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	
戸室新保理立場	作業服(上、下)	2	
	作業服(冬)(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
リサイクル推進課	作業服(上)	1	立入検査に従事する者を除く。
	作業服(上、下)	2	立入検査に従事する者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
西部管理センター 東部管理センター	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
施設管理課 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター 西部衛生センター	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	
環境保全課	作業服(上、下)	2	庶務担当者を除く。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	自然環境担当者、環境指導担当者及び環境監視担当者(以下「自然環境担当者等」という。)に限る。
	ズック	1	

都市計画課 地区計画推進室	作業服(上)	1	庶務担当者に限る。
	作業服(下)	2	
	作業服(上、下)	2	庶務担当者を除く。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
まちなみ対策課	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
緑と花の課	作業服(上)	1	用地担当者及び管理担当者を除く。
	作業服(上、下)	2	用地担当者及び管理担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
再開発課 近江町市場再整備事務所	作業服(上)	1	
道路建設課	作業服(上、下)	2	用地担当者に限る。
		1	用地担当者を除く。
	作業服(夏)(上、下)	2	用地担当者に限る。
		1	用地担当者を除く。
	防寒衣	1	用地担当者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
道路管理課 生活道路室 道路等管理事務所	作業服(上、下)	2	
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
内水整備課	作業服(上)	1	水防業務担当者を除く。
	作業服(上、下)	2	水防業務担当者に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	防寒衣	1	
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
住宅政策課	作業服(上)	1	
	作業服(下)	2	
市営住宅課	作業服(上)	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理並びに瑞樹団地の分譲事務に従事する者を除く。
	作業服(上、下)	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理並びに瑞樹団地の分譲事務に従事する者に
	作業服(夏)(上、下)	2	

	ゴム長靴	1	限る。
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
区画整理課	作業服(上)	1	
	作業服(下)	2	
建築指導課 建物安全対策室	作業服(上)	1	現場指導等の業務に従事する者に限る。
	作業服(下)	1	
	作業服(夏)(上)	2	
	作業服(夏)(下)	1	
	防寒衣	1	
	防寒長靴	1	
教育総務課	作業服(上、下)	1	義務教育施設の建設担当者、管理担当者及び整備担当者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
共同調理場	作業服(上、下)	1	共同調理場長に限る。
	白衣	4	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	緑共同調理場長、中央共同調理場長、西部共同調理場長及び北部共同調理場長に限る。
生涯学習課	運動着	4	甥杉少年の森で業務を行う者に限る。
長町研修館	制服(上)	1	
キゴ山ふれあいの里 キゴ山少年自然の家 キゴ山天体観察センター キゴ山自然学習館	制服(上)	1	
	運動着	2	
	運動シャツ	4	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	
玉川図書館 泉野図書館	制服(上)	1	巡回図書業務担当者に限る。
	作業服(上)	2	
	作業服(夏)(上)	4	
	防寒衣	1	
	防寒長靴	1	
相談センター	防寒衣	1	少年補導員に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	短靴	1	
農業委員会事務局	作業服(上、下)	1	
	作業服(夏)(上、下)	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
各課及び出先機関共通	夏上着	3	女性職員(管理職手当の支給を受ける職員及び少年

冬上着	1	補導員を除く。)に限る。
ベスト	1	
スカート	2	女性職員(管理職手当の支給を受ける職員、少年補導員並びに玉川図書館及び泉野図書館の職員を除く。)に限る。
スカート又はキュロット	2	玉川図書館及び泉野図書館の女性職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)に限る。

別表第1の次に次の5表を加える。

別表第2(第2条関係)

- 1 被貸与者 技術吏員(医療職給料表が適用される職員を除く。)
- 2 貸与品の種類及び数量

貸与品の種類	数量	備 考
作業服(上)	4	戸室新保埋立場、戸室リサイクルプラザ及び施設管理課に限る。
	2	上記の課所及び放牧場を除く。
作業服(下)	4	戸室新保埋立場、戸室リサイクルプラザ、施設管理課、環境保全課(自然環境担当者等に限る。)、道路建設課、道路管理課及び内水整備課に限る。
	2	上記の課所及び放牧場を除く。
作業服(冬)(上、下)	4	放牧場及び戸室新保埋立場に限る。
作業服(夏)(上)	6	施設管理課に限る。
	4	施設管理課を除く。
作業服(夏)(下)	4	放牧場、農業センター、戸室新保埋立場、戸室リサイクルプラザ、施設管理課、道路建設課、道路管理課及び内水整備課に限る。
	2	上記の課所を除く。
白衣	6	衛生指導課(検査業務従事者に限る。)に限る。
	4	施設管理課(化学技師及び衛生工学技師に限る。)に限る。
	2	環境保全課(検査業務従事者に限る。)に限る。
防寒衣	1	都市政策局、監理課、工業振興課、農林総務課、放牧場、農林基盤整備課、農業センター、中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局、戸室新保埋立場、戸室リサイクルプラザ、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター、環境保全課(自然環境担当者等に限る。)及び都市整備局に限る。
雨衣	1	放牧場及び内水整備課に限る。
ゴム長靴	1	
安全長靴	1	施設管理課、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに限る。
防寒長靴	1	
安全靴	1	都市政策局、総務課、工業振興課、農林総務課、農林基盤整備課(林地整備担当者に限る。)、環境総務課(立入検査に従事する者に限る。)、戸室新保埋立場、施設管理課及び都市整備局(建築指導課にあっては、現場指導等の業務に従事する者に限る。)に限る。
ズック	1	戸室リサイクルプラザ、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び環境保全課(自然環境担当者等に限る。)に限る。
ナイロン製軽登山靴	1	森づくり推進室に限る。
夏上着	3	女性職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)に限る。
冬上着	1	
ベスト	1	
スカート	2	

別表第3 (第2条関係)

- 1 被貸与者 保育士
- 2 貸与品の種類及び数量

貸与品の種類	数量	備 考
運動着(上)	1	教育プラザ富樫(保育職員の研修の業務に従事する者に限る。以下この表において同じ。)を除く。
運動着(下)	2	
運動シャツ	2	
運動着(夏)(下)	2	城北児童会館及び教育プラザ富樫を除く。
ズック	1	教育プラザ富樫を除く。
夏上着	3	福祉健康センター及び教育プラザ富樫の女性職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)に限る。
冬上着	1	
ベスト	1	
スカート	2	

別表第4 (第2条関係)

- 1 被貸与者 教育職給料表の適用を受ける職員
- 2 貸与品の種類及び数量

所 属	貸与品の種類	数量	備 考
美術工芸大学	運動着	4	体育担当者に限る。
	運動シャツ	4	
	ズック	1	
市立工業高等学校	作業服(上、下)	4	実習担当者に限る。
	白衣	4	理科担当者に限る。
	運動着	4	体育担当者に限る。
	運動シャツ	4	
	ズック	1	

別表第5 (第2条関係)

- 1 被貸与者 医療職給料表の適用を受ける職員
- 2 貸与品の種類及び数量

職 種 名	貸与品の種類	数量	備 考	
医師 診療放射線技師 臨床検査技師	白衣	6	衛生指導課(臨床検査技師に限る。)に限る。	
		4	衛生指導課(臨床検査技師に限る。)を除く。	
臨床検査技師	白ズボン	4		
臨床工学技士 マッサージ師 歯科衛生士 理学療法士 作業療法士	運動着(上、下)	1	保健所及び福祉健康センター(作業療法士に限る。)に限る。	
保健師	白衣	4	保健所及び福祉健康センターに限る。	
		運動着(上、下)		1
		作業服(上、下)		1
		雨衣		1
		ゴム長靴		1
獣医師	作業服(上、下)	4	放牧場に限る。	
		2	環境衛生指導者及び食品衛生指導者並びに小動物管理センターに限る。	

	作業服(夏)(上、下)	4	放牧場に限る。
		2	環境衛生指導者及び食品衛生指導者並びに小動物管理センターに限る。
	防寒衣	1	と畜検査員及び放牧場に限る。
	雨衣	1	放牧場に限る。
	白衣	6	と畜検査員及び衛生指導課の検査業務従事者に限る。
		4	放牧場を除く。
	白ズボン	6	と畜検査員に限る。
		4	放牧場を除く。
	ゴム長靴	3	と畜検査員に限る。
	1	環境衛生指導者及び食品衛生指導者並びに放牧場及び小動物管理センターに限る。	
防寒長靴	1	環境衛生指導者、食品衛生指導者及びと畜検査員並びに放牧場及び小動物管理センターに限る。	
薬剤師	作業服(上、下)	2	衛生指導課に限る。
	作業服(夏)(上、下)	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	白衣	6	衛生指導課(検査業務従事者に限る。)に限る。
		4	衛生指導課(検査業務従事者に限る。)を除く。
白ズボン	4		
養護師 看護教諭	白衣	4	
	制服(上)	1	キゴ山少年自然の家に限る。
	運動着	2	
	運動シャツ	4	
看護師 助産師	白衣	4	市立病院を除く。
	看護衣(長袖)	5	市立病院に限る。
	看護衣(半袖)	5	
	予防衣	4	
	看護サンダル	2	
栄養士	白衣	4	
	調理衣	4	市立病院に限る。
	白ズボン	4	
	ゴム長靴	1	市立病院及び教育総務課に限る。
共通	夏上着	3	女性職員(管理職手当の支給を受ける職員、養護師並びに市立病院の医師、看護師、栄養士、薬剤師、助産師、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士を除く。)に限る。
	冬上着	1	
	ベスト	1	
	スカート	2	女性職員(管理職手当の支給を受ける職員、養護師並びに保健所及び福祉健康センターの保健師並びに市立病院の医師、看護師、栄養士、薬剤師、助産師、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士を除く。)に限る。
	スカート又はキュロット	2	保健所(保健師に限る。)及び福祉健康センター(保健師に限る。)の女性職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)に限る。

別表第6 (第2条関係)

- 1 被貸与者 技能労務職給料表の適用を受ける職員
- 2 貸与品の種類及び数量

職 種 名	貸与品の種類	数量	備 考
運転技士	作業服(上、下)	2	環境局及び道路等管理事務所を除く。
		4	環境局及び道路等管理事務所に限る。
	作業服(冬)(上、下)	4	
	作業服(夏)(下)	4	
	作業服(夏)(上)	2	農林部及び都市整備局(道路等管理事務所を除く。)に限る。
		6	環境局に限る。
	作業服(夏)(上、下)	4	農林部及び都市整備局に限る。
		2	農林部、環境局及び都市整備局を除く。
	防寒衣	2	戸室新保埋立場及び道路等管理事務所に限る。
		1	リサイクル推進課、西部管理センター及び東部管理センターに限る。
	防寒ズボン	2	戸室新保埋立場に限る。
	雨衣	2	西部管理センター及び東部管理センターに限る。
		1	戸室新保埋立場、リサイクル推進課及び道路等管理事務所に限る。
	ヤッケ	2	西部管理センター及び東部管理センターに限る。
	ゴム長靴	1	戸室新保埋立場を除く。
	安全長靴	1	戸室新保埋立場、リサイクル推進課、西部管理センター及び東部管理センターに限る。
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	環境局及び道路等管理事務所に限る。
ズック	1	リサイクル推進課、西部管理センター及び東部管理センターに限る。	
技能技士	作業服(上、下)	4	放牧場を除く。
	作業服(夏)(上)	6	西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに限る。
	作業服(夏)(下)	4	
	作業服(夏)(上、下)	4	放牧場及び道路等管理事務所に限る。
		2	上記の課所並びに西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターを除く。
	作業服(冬)(上、下)	4	西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び道路等管理事務所に限る。
	つなぎ作業服	6	放牧場に限る。
	防寒衣	2	放牧場及び道路等管理事務所に限る。
		1	西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに限る。
	雨衣	2	放牧場に限る。
		1	道路等管理事務所に限る。
	ゴム長靴	2	放牧場に限る。
	防寒長靴	1	西部クリーンセンター、東部クリーンセンター及び道路等管理事務所に限る。
1			
安全靴	1		
安全長靴	1	西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターに	

業務技士 業務士	ズック	1	限る。
	制服	1	キゴ山ふれあいの里に限る。
	作業服(上、下)	4	
	作業服(冬)(上、下)	4	小動物管理センター、環境局及び道路等管理事務所に限る。
	作業服(夏)(上)	6	環境局に限る。
	作業服(夏)(下)	4	
	作業服(夏)(上、下)	4	農業センター、小動物管理センター、道路等管理事務所及びキゴ山ふれあいの里に限る。
		2	上記の課所及び環境局を除く。
	運動着	2	キゴ山ふれあいの里に限る。
	運動シャツ	4	
	防寒衣	2	小動物管理センター、戸室新保埋立場及び道路等管理事務所に限る。
		1	西部管理センター、東部管理センター及びキゴ山ふれあいの里に限る。
	防寒ズボン	2	戸室新保埋立場に限る。
	雨衣	2	西部管理センター及び東部管理センターに限る。
		1	小動物管理センター、戸室新保埋立場、道路等管理事務所及びキゴ山ふれあいの里に限る。
	ヤッケ	2	西部管理センター及び東部管理センターに限る。
	ゴム長靴	1	戸室新保埋立場を除く。
	安全長靴	1	戸室新保埋立場、西部管理センター及び東部管理センターに限る。
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	小動物管理センター、戸室新保埋立場、西部管理センター、東部管理センター、道路等管理事務所(道路工事従事者に限る。)及びキゴ山ふれあいの里に限る。
地下足袋	1	道路等管理事務所(公園管理従事者に限る。)に限る。	
ズック	1	西部管理センター、東部管理センター及びキゴ山ふれあいの里に限る。	
用(校)務技士 用(校)務士	作業服(上)	4	キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少年自然の家に限る。
		2	保育所及びこども療育センターたんぼぼ園を除く。
	作業服(下)	4	
		4	教育総務課、市立小・中学校及び市立工業高等学校に限る。
	作業服(夏)(上)	2	保育所及びこども療育センターたんぼぼ園を除く。
		2	
	作業服(夏)(下)	2	
	白衣(長袖)	4	市立病院に限る。
	白ズボン	4	
	調理衣	4	保育所及びこども療育センターたんぼぼ園に限る。
	調理衣(半袖)	4	
	運動着(上)	1	
	運動着(下)	2	
	運動着(夏)(下)	2	

	運動シャツ	2	
	雨衣	1	市立小・中学校、市立工業高等学校、キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少年自然の家に限る。
	制服(上)	1	キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少年自然の家に限る。
	運動着	2	
	運動シャツ	4	
	防寒衣	1	教育総務課、市立小・中学校、市立工業高等学校、キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少年自然の家に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	安全靴	1	キゴ山ふれあいの里及びキゴ山少年自然の家に限る。
	ズック	1	
調理技士 調理士	調理衣	6	市立病院に限る。
		4	市立病院を除く。
	調理衣(半袖)	4	
	白ズボン又はスラックス	6	保育所及びこども療育センターたんぼ園を除く。
		4	保育所及びこども療育センターたんぼ園に限る。
	ゴム長靴	2	給食配送校、緑共同調理場及び中央共同調理場を除く。
		1	緑共同調理場及び中央共同調理場に限る。
	防寒長靴	2	給食配送校、緑共同調理場及び中央共同調理場を除く。
		1	緑共同調理場及び中央共同調理場に限る。
	ズック	1	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第35号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2 市長の事務部局の項及び教育委員会の事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	局長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 市立病院診療部長 市立病院中央診療部長 美術工芸大学事務局長 技監 その他の担当局長	1種
	次長 部長(美術工芸大学学生部長を除く。) 東京事務所長 卸売市場長 福祉健康センター所長 保健所長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部副部長 市立病院薬剤部長 副収入役 その他の担当部長	2種
	課長 調査統計室長 文化施設整備室長 用水・惣構堀保全室長 検査員室長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 農業センター所長 人権同和对策室長 市民センター所長(森本市民センター所長及び額市民センター所長に限る。) 城北児童会館長 福祉指導監査室長 福祉健康センター次長 食品安全対策室長 食肉衛生検査所長 施設整備室長 戸室新保理立場長 管理センター所長 東部クリーンセンター所長 近江町市場再整備事務所長 市立病院事務局次長 市立病院看護部長 美術工芸大学学生部長 美術工芸大学事務局次長	3種

	美術工芸大学附属図書館長 美術工芸大学美術工芸研究所長	4種
	職員厚生室長 滞納整理室長 ファッション産業振興室長 中山間地域農業振興室長 森づくり推進室長 男女共同参画室長 市民センター所長(森本市民センター所長及び額市民センター所長を除く。) 中村町保育所長 こども療育センターたんぼぼ園長 西部クリーンセンター所長 地区計画推進室長 生活道路室長 道路等管理事務所長 建物安全対策室長 美術工芸大学評議員(美術工芸大学学長を除く。) その他の担当課長、担当室長、担当所長、担当場長及び担当次長	5種
教育委員会	教育プラザ富樫総括施設長	1種
の事務部局	部長 担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長 地域教育センター所長	3種
	市立工業高等学校教頭 その他の担当課長、担当所長及び担当館長	5種

別表第2 監査委員の事務部局の項及び農業委員会の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	事務局長	3種
	事務局次長	5種
農業委員会の事務部局	事務局長	2種

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第36号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表中「、管理栄養士、栄養士」を削り、同アの表8級の項から11級の項までを次のように改める。

8級	1 課長及び消防司令長の職務 2 特に困難な業務を処理する課長補佐及び消防司令の職務 3 前2号に相当する職務
9級	1 部長及び消防監の職務 2 特に重要な業務を所掌する課長及び消防司令長の職務 3 前2号に相当する職務
10級	1 特に困難で重要な業務を所掌する部長及び消防監の職務 2 前号に相当する職務
11級	1 局長及び消防正監の職務 2 前号に相当する職務

別表第1オの表7級の項及び8級の項を次のように改める。

7級	1 部長の職務 2 困難な業務に従事する課長及び病院の部長の職務 3 特に困難な業務に従事する病院の副部長の職務 4 前3号に相当する職務
----	--

8 級	1 局長の職務
	2 困難な業務に従事する部長の職務
	3 前2号に相当する職務

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第37号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中	福祉総務課に所属する職員で、金沢福祉用具情報プラザで業務を行うもの	勤務1月につき 3,600円	を
	城北児童会館に所属する職員		
	地域教育センターに所属する職員で、正規の勤務時間による勤務の一部が、午後5時45分から午後9時15分までの間において行われる勤務に従事するもの		

城北児童会館に所属する職員	勤務1月につき 3,600円	に改める。
地域教育センターに所属する職員で、正規の勤務時間による勤務の一部が、午後5時45分から午後9時15分までの間において行われる勤務に従事するもの		

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年(2005年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	